

第5章 介護保険事業計画

第1節 医療・介護・住民等の連携による地域包括ケアシステムの推進

地域包括ケアシステムとは、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、介護、予防、医療、住まい、生活支援のサービスを切れ目なく提供することです。

団塊世代が75歳以上になる2025（平成37）年を見据え、第7期計画においても地域包括ケアシステム推進の取組を進めていきます。

1 高齢者が住み慣れた地域で元気に生きがいをもって暮らせるために

（1）介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、既存の予防給付による専門的なサービス（訪問介護・通所介護サービス）に加え、住民主体の支援等も含めたサービスも検討し実施します。

①訪問型サービス

介護認定で要支援認定の方又は基本チェックリストの結果、事業対象者となった方に対し、自宅を訪問して身体介護、生活援助を行います。

■訪問型サービス 実施状況と見込み数 （単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	延数	延数	延数	延数	延数	延数
介護予防訪問介護			261	120	120	120

【施策の方向】

- ・訪問をとおし要介護状態への移行を予防するとともに、利用者の能力が最大限に活用され、自立につながるよう支援していきます。自立度が高まった場合には多様なサービスへの意向が望まれるため、住民主体による支援等の多様なサービスの実施に向けても検討していきます。

②通所型サービス

介護認定で要支援認定の方又は基本チェックリストの結果、事業対象となった方に対し、身近な場所で通える、デイサービス、レクリエーション、サロンや運動教室等を行います。

■通所型サービス 実施状況と見込み数

(単位：人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	延数	延数	延数	延数	延数	延数
介護予防通所介護			648	240	240	240
短期集中予防サービス			290	290	290	290

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
住民運営等による 運動教室・サロン			0カ所	1カ所	2カ所	3カ所

【施策の方向】

- ・住民主体による身近な場所で通える体操、集いの場の開設を推進していきます。
- ・運動機能の向上を主体にしたサービスについては、対象者の選定に配慮しながらより効果的にサービスが実施されるよう取り組んでいきます。

③介護予防ケアマネジメント事業

介護予防事業及び予防給付に関する介護予防ケアマネジメントを一体的に実施し、要介護状態の防止、軽減を図ります。

ア 対象者

- ・事業対象者（要支援・要介護状態になる可能性が高いと考えられる高齢者）
- ・要支援認定者（介護保険での認定申請を行い要支援1及び2の認定を受けた高齢者）

イ 対象者の選定（スクリーニング）

ウ 課題分析（アセスメント）

エ 介護予防計画の作成（ケアプラン）

オ 事業・サービス実施後の経過観察（モニタリング）

カ 計画実施後の評価

【施策の方向】

- ・適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用して、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業の利用について検討し、ケアプランを作成します。
- ・地域福祉センター、地域包括支援センター及び介護予防支援事業所が連携を密にしながら、職員の資質の向上に努めます。

■介護予防支援・介護予防ケアマネジメント実施状況と見込み数 (単位：人/月)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
予 防 給 付	40	41	45	45	45	45
介護予防ケアマネジメント	30	35	32	28	28	28

(2) 一般介護予防事業

介護認定にかかわらず誰もが参加できる事業です。高齢者が年齢や性別等にとらわれず、個人の状況に合わせて健康増進を図るための事業を実施します。

①介護予防把握事業

関係機関等からの情報や、訪問等により、何らかの支援を要する対象者を把握し、それぞれの高齢者に適したサービスや情報提供を行います。必要に応じ基本チェックリストを活用します。

【施策の方向】

- ・関係機関と連携し事業の周知を図るとともに、健康増進や閉じこもり予防に取り組みます

②介護予防普及啓発事業

高齢者が日頃から介護予防について関心を持ち、その知識や技術（口腔ケア・筋力向上）を身につけることができるよう、普及啓発に努めます。

■介護予防普及啓発事業 実施状況と見込み数 (単位：回、人)

	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		平成 32 年度	
	回 数	延 数										
老人クラブ等支援					16	300	7	140	7	140	7	140
いきいき運動教室					96	490	96	910	96	910	96	910
まんてんクラブ					10	132						

【施策の方向】

- ・生涯、自分の口で食べられるよう、口腔機能向上のための指導にも力を入れていきます。
- ・高齢者における運動（筋力トレーニング）の効果の普及啓発の促進により、転倒骨折による要介護状態への移行を防ぎます。

③地域介護予防活動支援事業

地域の介護予防活動に資するリーダーの養成、人材育成など地域の支え合い活動を支援します

■地域介護予防活動支援事業 実施状況と見込み数 (単位：回、人)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実施回数 (回)			11	6	5	5
延人数 (人)			330	150	150	150

【施策の方向】

- ・平成 29 年度に「ささえあいパートナー養成講座」に参加した方々が、実際に地域の介護予防活動に参加し、活躍できるよう支援します。
- ・各ボランティア団体の介護予防における活動の拡大に向けて支援します。

④地域リハビリテーション活動支援事業

通所サービス、訪問サービス、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等にリハビリテーションの専門職を派遣して生活機能の向上を図る体制づくりを検討します。

【施策の方向】

- ・住民の主体的な活動への取り組みを推進するため、リハビリテーション専門職等の活用を促進します。
- ・介護予防に関係する職員がリハビリテーション専門職から助言を受けることで、介護予防における取り組み強化を図ります。

2 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるために

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域福祉センター内に直営で地域包括支援センターを設置し、地域の高齢者の実態を把握するとともに、医療・保健・福祉をはじめとする制度的サービスと地域住民の多様な支援活動を幅広く調整し、支援を必要とする在宅の高齢者及びその家族の方への総合相談窓口としての役割を担っています。

当センターが開催する地域ケア会議や個別ケースの相談対応において、関係する団体・機関等と連携を図り、ネットワーク機能の向上を図っていきます。また、相談対応にあたっては、夜間、祝祭日も相談受付、対応ができるよう、特別養護老人ホーム緑清園の協力により、24 時間体制をとっています。

高齢者等の多様化・複雑化するニーズに対応し住み慣れた地域での生活をできる限り継続して支えるためには、医療・福祉・介護関係者の専門職はもとより、地域住民同士が支え合う地域づくりに取り組む必要があります、今後も地域包括支援センターの機能強化を図っていきます。

(2) 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

地域包括支援センターにおいて、高齢者が地域の中で安心して暮らし続けるために、身近なところで信頼を持って継続的に相談でき、生活の安定のために必要な支援を包括的に実施します。

①総合相談支援事業

地域における多様なネットワークを活用し、地域の高齢者実態把握、介護保険サービスや介護保険以外の保健・福祉・医療サービス等の制度利用に繋げる等、総合的な相談に対応しています。

ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯で支える家族が近くにいない、認知症や末期癌等の在宅療養は介護者の不安負担が大きい、離れている家族間の関係調整が難しい等、相談内容が複雑化・多岐にわたる困難事例の相談も増えています。

■地域包括支援センター新規相談実施状況

(単位：件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
相 談 件 数	83	104	100
電 話 相 談	29	25	35
来 所 相 談	35	52	35
訪 問 相 談	13	17	20
そ の 他	6	10	10

■地域ケア会議等実施状況

(単位：回)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域ケア会議全体会議	1	1	2
地域ケア会議ケース検討会議	12	12	12
地域ケア会議個別ケース検討会議	-	11	10
高齢者等住宅改修相談員会議	7	2	9
認知症初期集中支援チーム員会議	-	-	5
高齢者等虐待通報対応会議	-	-	-

【施策の方向】

- ・地域ケア会議の機能を活かし、困難事例等の相談内容に応じて必要な会議を定期的又は随時開催し、関係機関及び地域関係者と情報共有を図りながら対応策を検討していきます。

②権利擁護事業

高齢者への虐待は、高齢者の尊厳を冒すだけでなく、心身に重大な悪影響を及ぼし、支援が困難となります。高齢者虐待の防止や早期対応のため、地域ケア会議専門部会に「高齢者等虐待通報対応会議」を位置づけ、虐待ケースへの対応、役割分担等の検討及び適切な支援の協議を行う体制づくりを図りました。

【施策の方向】

- ・成年後見制度の普及啓発を進めるとともに、必要な支援を行います。
- ・高齢者虐待についての早期発見、早期支援を通して関係機関とのネットワーク構築を図り適切な支援について協議、対応していきます。
- ・高齢者の生命への重大な危険を回避し虐待防止への対応が必要と判断した場合は老人福祉施設等への措置支援を行います。
- ・消費者被害等の予防措置や早期発見、早期対応に向けての啓発に取り組みます。
- ・社会福祉協議会が行う日常生活・自立支援事業の利用促進に努めます。

③包括的・継続的マネジメント事業

支援や介護を必要とする高齢者に対し、包括的・継続的にケアが提供されるように関係機関が連携、協力できる体制を構築します。

本町には居宅介護支援事業所は直営1カ所ですが、介護保険施設等の介護支援専門員と連携し、全体の資質向上に向けて取り組みます。

【施策の方向】

- ・介護支援専門員等に対する個別相談の実施
- ・介護支援専門員に対する資質向上に向けての支援
- ・介護支援専門員が抱える支援困難事例等の指導、助言
- ・関係施設やボランティア団体等の地域における関係機関との連携、協力体制整備

④在宅医療・介護連携の推進

高齢者が疾病を抱えても、住み慣れた生活の場で療養し自分らしい生活を続けられるよう、各関係機関が連携し、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、平成29年4月から取り組みを実施しています。

- ア 地域の医療・介護の資源の把握
- イ 在宅医療・介護連携の課題抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
- エ 医療・介護関係者の情報共有の支援
- オ 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- カ 医療・介護関係者の研修
- キ 地域住民への普及啓発
- ク 在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

【施策の方向】

- ・他市町とともに北見圏域の地域課題を協議し、医療と介護の連携に向けた取り組みを推進していきます。
- ・住み慣れた生活の場での在宅継続に向け、置戸の実情に応じた医療と介護の切れ目ないサービス提供を図るため、医療機関、老人福祉施設、各職能団体等の関係機関と顔の見える連携体制を構築し、取り組みを推進していきます。

⑤認知症施策の推進

認知症は今や誰もが関わる可能性のある身近な病気です。厚生労働省では、団塊世代が75歳以上となる2025（平成37）年を見据え、関係府省庁と共同で、平成27年に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」(新オレンジプラン)を策定しました。

本町においても認知症の相談や地域で暮らす認知症の人は増えています。認知症になっても本人の意思が尊重され、状態に応じた適切な支援により、可能な限り住み慣れたより良い環境で暮らし続けられるよう、早期の段階からの適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援など、医療・介護サービスの適切な提供、地域の見守りも含めた切れ目のない支援体制の推進が必要です。

【施策の方向】

- ・住み慣れた地域で安心して暮らせるように、認知症の早期診断・早期対応ができるよう支援するとともに、地域ぐるみで認知症高齢者や家族を支える地域づくりを推進するため認知症の正しい理解の普及に努めます。

ア 認知症の早期診断・早期対応に向けた体制整備及び相談支援体制の充実

・認知症初期集中支援推進事業の推進

平成 29 年 4 月から地域包括支援センター保健師、認知症看護認定看護師、精神保健福祉士等の専門職と認知症の専門医（認知症サポート医）で構成される「認知症初期集中支援チーム（通称：りんぐ☆おけと）」を設置し、認知症が疑われる及び認知症の人の状況確認や家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、必要なサービス提供につなげています。また、支援チームの適切、公正かつ中立な業務運営のため、「認知症初期集中支援チーム検討委員会」を設置し活動状況等の評価を行います。

・認知症地域支援推進員事業の推進

地域の実情に応じた認知症施策や事業の企画調整を行なうため、平成 29 年 4 月から地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を配置（センター職員兼務）し、医療機関や、介護保険事業者等の関係機関、認知症の人や家族の会等と連携を図りながら事業実施を進めていきます。

・関係事業、機関との連携

介護予防事業やヘルパー一般訪問、地区民生委員や関係機関との情報交換をとおり、早期に対象者を把握し早期対応が図れる体制を図ってきました。今後は把握された認知症の人が、本人の意思が尊重され状態に応じ適切な支援が受けられるよう、認知症に関わる関係機関やサービス事業所との連携や研修等により、地域の認知症対応力向上への支援も重要です。

イ 認知症高齢者、介護者家族への支援の充実

・介護者への支援

認知症の家族の身体的・精神的負担を軽減するための事業です。月 1 回の定例開催とし、認知症や介護の知識、技術・対応を学習したり、介護の悩みを語り合い相互交流を深めリフレッシュする事をねらいとし、社会福祉協議会との共催事業も推進します。介護者の高齢化に伴い、支える介護者が要介護状態にならない介護予防への支援も実施します。

・地域での見守り、支え合い活動の推進

高齢者 SOS ネットワーク事業による見守り体制の充実及び身近な地域における認知症カフェの開催など地域の支え手との交流をとおり、安心して過ごせる地域・居場所づくりを推進していきます。

ウ 認知症に対する知識の普及啓発、地域で見守り、支え合う体制の充実

・ネットワークを活かした体制づくり

自治会や小地域ネットワーク事業など、地域にある様々なネットワークを活かして、認知症の人や家族が安心して活動に参加できるよう、地域の中で気づきの

目を育てるとともに、緩やかな見守りや支え合いの体制をつくります。

・住民対象講演会の開催

認知症についての講演会を開催し、認知症に対する正しい知識の普及啓発を図ります。

・認知症サポーター養成講座及びフォローアップ講座の開催

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのため、認知症の人と家族への応援者である認知症サポーターを養成し地域ぐるみでの支援体制を図ります。認知症の人の見守りを実践する認知症サポーターが活動できる場の推進に向け、社会福祉協議会など関係機関との連携を図っていきます。

■認知症サポーター養成数及び計画数

(単位：回、人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画回数	3	3	3	3	3	3
計画養成数	60	60	60	60	60	60
実施回数	1	1	2			
養成人数(累計)	21(466)	20(486)	49(535)			

※(累計)は、今までに養成された認知症サポーター数

⑥生活支援サービスの体制整備

高齢者のみの世帯が増えたことにより、軽度の支援を必要とする高齢者が増えています。多様な生活支援のニーズに対して、地域に必要なサービスの創出や担い手育成、支援ニーズとサービス提供のマッチング等コーディネート機能の充実を図り、支援を必要とする高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりが必要です。

【施策の方向】

・平成29年4月に配置された生活支援コーディネーター(センター職員兼務)が中心となり、生活支援サービスの充実と生活支援の担い手としての高齢者の社会参加を推進していきます。

(3) 任意事業

①家族介護支援事業

要介護高齢者を介護する家族及び住民の方へ適切な介護知識や技術を習得することを内容とした講義・講演、実技実習等を開催します。

内容により外部講師、職員が担当しています。一般の方も含めた事業と実際に介

護に携わっている家族向けの事業を実施しています。

介護に携わっている家族向けの事業としてはリフレッシュや介護者同士の交流、情報交換、介護食や介護技術等の習得を図ることを目的に「介護者の集い」として実施しています。

【利用状況】

■家族介護教室の実施状況と見込み数

(単位：回、人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	5	5	4	7	7	7
参加人数	50	64	80	120	120	120

■家族介護教室（介護者の集い「よつ葉の会」）の実施状況と見込み数（単位：回、人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実施回数	11	12	12	12	12	12
実参加人数	23	26	25	30	30	30
延参加人数	87	124	105	120	120	120

【施策の方向】

- ・高齢者の支援及び介護に関する知識や技術の習得に向け、介護者、町民の方からの意見や要望も取り入れながら、できるだけ参加しやすい体制を整えていきます。

②家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業です。家族介護継続支援事業として家族介護用品支給と介護慰労金支給を実施します。

家族介護用品支給は在宅で寝たきり又は認知症の状態にある高齢者を介護している家族に対し、紙おむつ等の介護用品の費用について年間10万円を限度として支給しています（町民税非課税世帯で高齢者を介護している家族）。

また、介護慰労金支給については介護保険の要介護度4又は5の認定を受け、介護保険のサービスを1年間継続して利用しなかった（年間1週間程度の短期入所サービスを除く）高齢者を在宅で介護している家族に対し、慰労金として年間10万円を支給します。（町民税非課税世帯で高齢者を介護している家族）

さらに、認知症等の症状がある高齢者等が行方不明になったときに、地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関の連絡体制を構築し、認知症高齢者等の安全と家族等への支援を図ることを目的として高齢者SOSネットワーク事業を実施しています。

【利用状況】

町内に特別養護老人ホームがあり、在宅において寝たきり及び認知症の状態にある高齢者を介護している家族も多くはなく、利用対象者も少ない状況です。高齢者SOSネットワーク事業については、必要な方への登録勧奨を随時行っています。

■家族介護用品支給の見込み数

(単位：人)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給人数	2	2	2

■家族慰労金支給の見込み数

(単位：人)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
支給人数	1	1	1

■高齢者SOSネットワーク事業登録状況

(単位：人)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度
登録人数	3	4	5

【施策の方向】

- ・在宅介護に対する経済的な支援のため、今後も継続していきます。
- ・SOSネットワーク事業については、「情報メールおけと」を活用する等、迅速な情報提供に努めていきます。

③地域自立生活支援事業

高齢者が地域で自立した生活を継続させるための事業です。宅配や緊急通報システム事業利用等による定期的な見守り・安否確認体制を構築し、高齢者の定期的な状況把握を行っています。

ア 配食サービス事業

配食サービスの支援が必要な65歳以上の方を対象に、週2回(火・金)の配食を社会福祉協議会に委託をして実施しています。また、平成29年度より本事業の対象者へ見守りを兼ねて宅配を行っているキッチン木の実に対して、最大週2回分の利用料を助成しています。

【利用状況】

実利用者、延べ利用回数は平成28年度まで減少傾向にありましたが、平成29年度より開始された昼食の利用者が当初見込みよりも多く、延べ利用回数が増加しています。

■配食サービス事業利用状況と見込み数

(単位：人、回)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実利用者	18	11	25 (13)	30 (15)	30 (15)	30 (15)
延利用回数	598	693	1,200 (500)	1,800 (800)	1,800 (800)	1,800 (800)

※（ ）内数値はキッチン木の実宅配分（再掲）

【施策の方向】

- ・単なる食事の提供だけではなく、定期的に利用者の状態等を確認し、状況の変化や体調不良等について早期に発見、対応し在宅生活を支援します。
- ・見守り体制の充実が図れるよう、配食の実施曜日の設定等、利用者のニーズに合わせた対応を検討していきます。

イ 安心カード事業

ひとり暮らし高齢者等に対し、各地区民生委員をとおり緊急時の連絡先、かかりつけ医、病名等を記載し保管するキットを配布し、緊急時において速やかに家族への連絡やかかりつけ医を把握し、対応ができるよう支援しています。

【設置状況】

■安心カード設置状況

(単位：世帯)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置件数	108	103	110

※各年度3月末現在設置数

【施策の方向】

- ・安心カードの情報を本人の同意を得ながら、各自治会等においても把握し、各地区の要援護者の把握や助け合い等のネットワーク構築へ繋げる支援を行ないます。

ウ 安心コール事業

緊急通報システム事業利用者に対し、定期的な安否確認等をおこなうとともに、24時間対応のコールセンターにおいて、保健、福祉の専門職員による相談を受けています。

【利用状況】

■安心コール対応状況

(単位：件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
安心コール事業	1,669	1,685	1,650

【施策の方向】

- ・安心して在宅生活を継続できるように身体的及び精神的に不安がある高齢者について生活上の不安解消に努めます。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な高齢者が、申し立てることができない又は申し立てる家族（四親等以内）がいない場合に、申し立てについて支援を行います。また、経済的な理由で制度利用が困難な場合については、経済的な支援を行います。

【利用状況】

現在まで、利用はありません。

【施策の方向】

- ・個人の人権や権利を保護し、安心して生活できるように支援します。

⑤認知症対応型共同生活介護事業所利用者負担軽減事業

町内の認知症対応型共同生活介護事業所（グループホーム）を利用する方の所得等の状況に応じて家賃、食費及び光熱水費等の負担額の軽減を行う事業所に対し助成をすることで、費用面で入所が困難な方の負担軽減を図る支援を行います。

【利用状況】

■認知症対応型共同生活介護事業所利用者負担軽減事業利用状況と見込み数 (単位：人、件)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
実利用者	15	14	16	15	15	15
延利用件数	142	149	150	150	150	150

【施策の方向】

- ・今後も安心してグループホームを利用し適切な介護が受けられる生活を継続できるように支援します。